

平田村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
27年度	人 6,537	千円 5,996,409	千円 394,422	千円 664,899	% 11.08	% 12.79

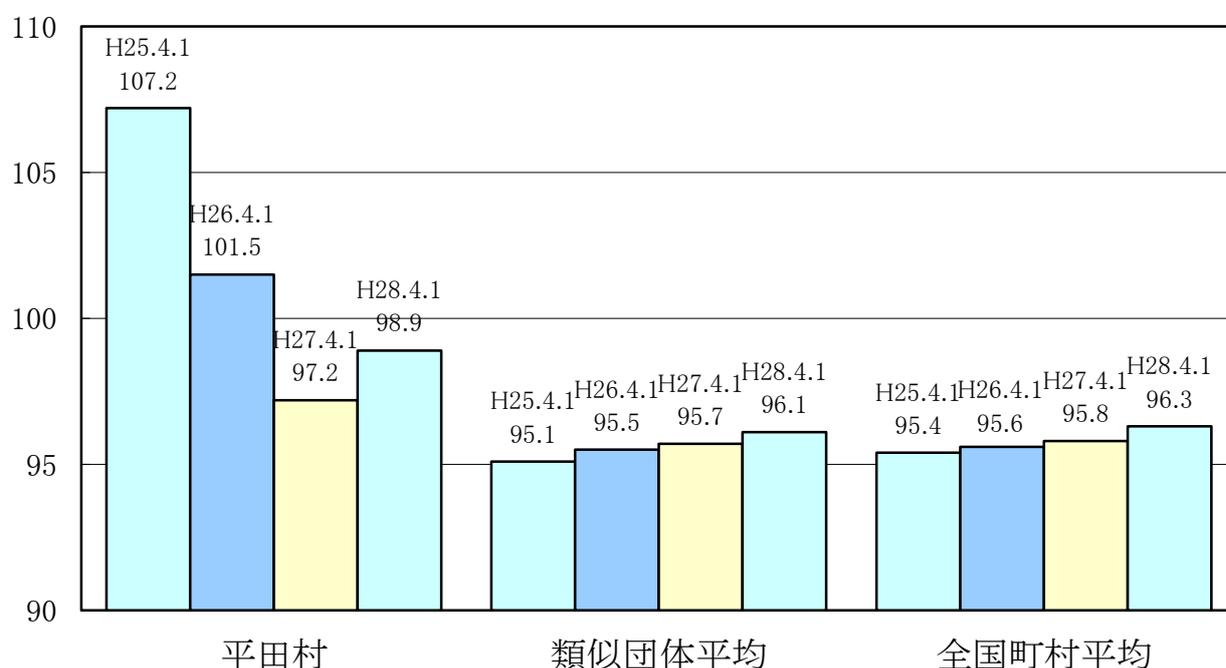
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 73	千円 238,651	千円 43,407	千円 88,333	千円 370,391	千円 5,073	千円 5,623

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況 *** 人事委員会未設置のため記載なし**

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
27年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
27年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施の内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、福島県に準拠して平均1%引下げ。
 若年層については、最高で1.4%の引上げ。高齢層については、最高で3.0%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

該当なし

③ その他の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
平田村	39.3 歳	288,055 円	349,282 円	326,201 円
福島県	42.7 歳	331,000 円	416,157 円	361,628 円
国	43.6 歳	331,816 円	-	410,984 円
類似団体	41.8 歳	307,432 円	353,054 円	336,977 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分		平田村	福島県	国
一般行政職	大学卒	181,700 円	188,400 円	176,700 円
	高校卒	148,700 円	153,200 円	144,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,600 円	369,000 円	400,200 円	392,500 円
	高校卒	- 円	328,000 円	362,700 円	399,300 円

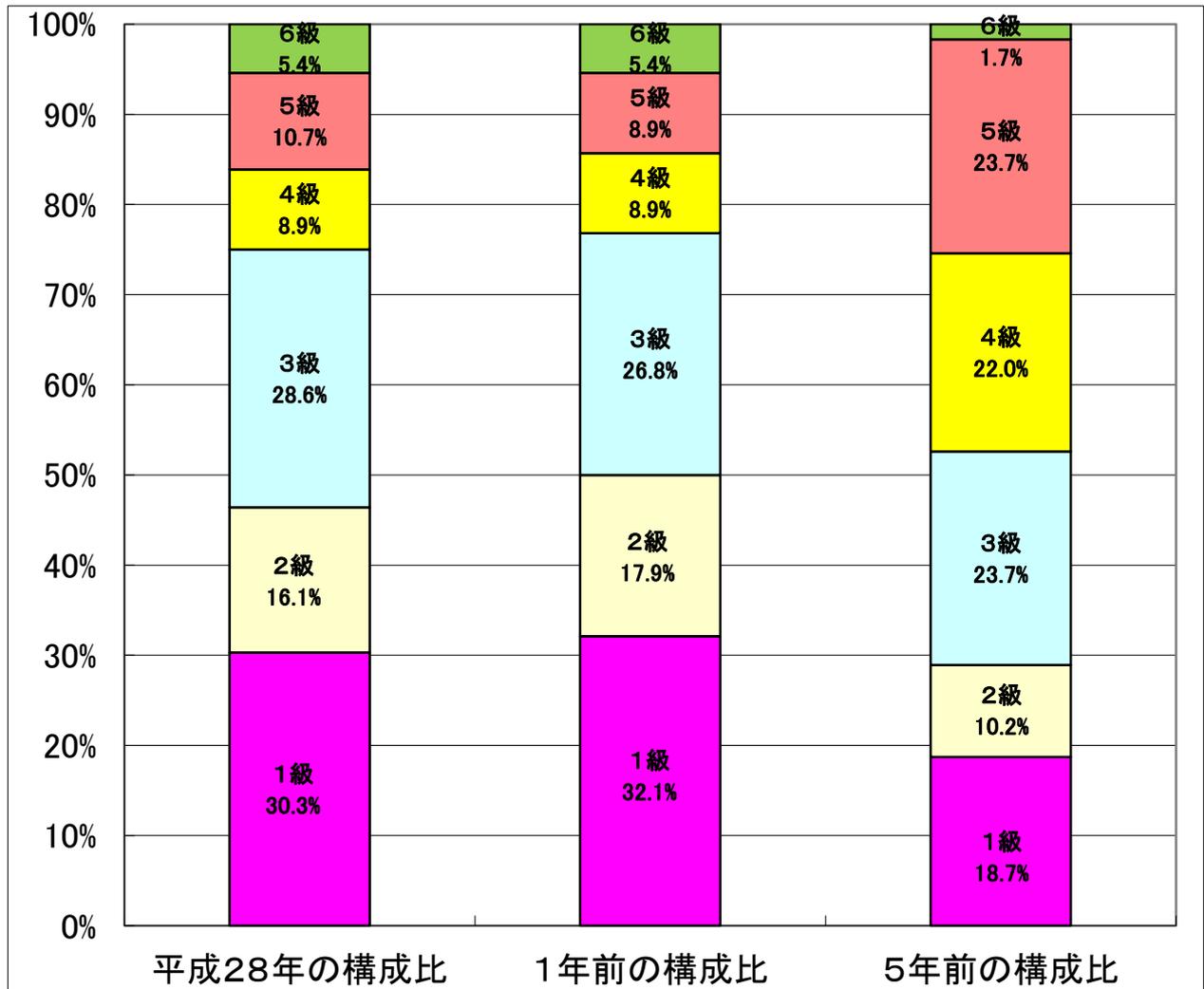
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	17 人	30.3 %
2級	副主査	9 人	16.1 %
3級	主査	16 人	28.6 %
4級	課長補佐、主任主査	5 人	8.9 %
5級	課長、会計管理者、主幹	6 人	10.7 %
6級	参事	3 人	5.4 %

(注) 1 平田村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	平田村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

平田村	福島県	国
一人当たり平均支給額(平成27年度) 1,210千円	一人当たり平均支給額(平成27年度) 1,718千円	-
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.60月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.60月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	平田村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

平田村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職時特別昇給 (制度なし)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 782 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給なし

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	17,227 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	297 千円
支給実績(平成26年度決算)	14,246 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	263 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員一人 当たり平均支給 年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族 1人目 11,000円 16歳～22歳までの子等 5,000円加算	同	-	5,376 千円	179,200 円
住居手当	借家・ 間借 家賃月額9,500円以上で 100円～27,000円	異	家賃月額 12,000円以上	2,847 千円	316,333 円
通勤手当	交通機 関等利 用 55,000円まで全額、 55,000円を超えた場合の2分の1の 額を55,000円に加えた額	異	55,000円を 支給限度額とする	6,501 千円	97,030 円
	自家用 車等利 用 通勤距離に応じて 2,400円～43,700円		2,000円～ 31,600円		
管理職手当	参事 給料月額の12% 課長 給料月額の10% 主幹 給料月額の8% 課長補佐 給料月額の6%	異	10～25%	6,298 千円	419,867 円
寒冷地手当	11月～3月まで支給 世帯主で扶養あり 11,800円 世帯主で扶養なし 4,200円 その他 1,360円	同		4,093 千円	53,855 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,200円			1,008 千円	12,923 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	村 長	758,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 817,000 円 / 378,500 円	
	副 村 長	607,000 円 (- 円)	678,000 円 / 471,000 円	
報酬	議 長	304,000 円 (- 円)	364,000 円 / 220,000 円	
	副 議 長	239,000 円 (- 円)	285,000 円 / 177,000 円	
	議 員	223,000 円 (- 円)	263,000 円 / 143,000 円	
期末手当	村 長	(平成27年度支給割合)	6月期	1.525月
	副 村 長		12月期	1.625月
			計	3.15月
	議 長	(平成27年度支給割合)	6月期	1.525月
	副 議 長		12月期	1.625月
	議 員		計	3.15月
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	村 長	給料月額×在職月数×48/100	17,464,320円	任期毎
	副 村 長	給料月額×在職月数×29/100	8,449,440円	任期毎

(注) 1 給与及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

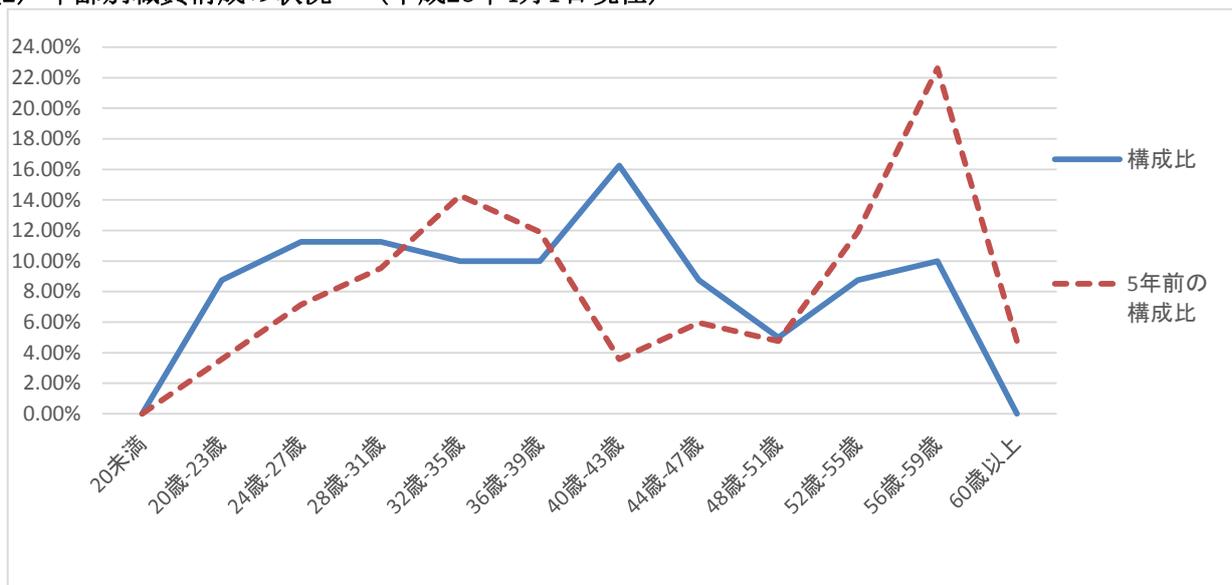
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	16	16	0	
		税務	5	5	0	
		民生	14	16	2	保育士の増
		衛生	6	6	0	
		農水	8	8	0	
		商工	2	2	0	
		土木	7	7	0	
		計	60	62	2	
	教育部門	12	12	0		
小 計	72	74	2			
会計部門	公営企業等	水道	1	1	0	
		下水道	1	1	0	
		その他	4	4	0	
		小 計	6	6	0	
合 計		78	80	2		
		[100]	[100]			

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 7	人 9	人 9	人 8	人 8	人 13	人 7	人 4	人 7	人 8	人 0	人 80

(3) 職員数の推移

年度 部門別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	63	60	60	59	60	62	△ 1 (△ 1.6 %)
教 育	13	12	14	12	12	12	△ 1 (△ 7.7 %)
普通会計計	76	72	74	71	72	74	△ 2 (△ 2.6 %)
公営企業等会計計	8	8	8	7	6	6	△ 2 (△ 25.0 %)
総合計	84	80	82	78	78	80	△ 4 (△ 4.8 %)